

(様式9)

共 同 企 業 体 協 定 書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を連帯して営むことを目的とする。

- (1) 大阪市（以下「発注者」という）が発注する道路橋梁総合管理システムサービス提供業務委託（以下「委託業務」という。）
- (2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇・〇〇共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和〇年〇〇月〇〇日に成立し、委託業務の契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 委託業務を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、委託業務に係る契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地

〇〇〇〇 株式会社

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地

〇〇〇〇 株式会社

(代表者)

第6条 当企業体は、〇〇〇〇株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、委託業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、次の各号に掲げる権限を有する。

- (1) 入札及び見積りに関する権限
- (2) 契約締結に関する権限

(様式9)

- (3) 発注者及び監督官庁等と折衝する権限
- (4) 委託代金の請求及び受領に関する権限
- (5) 各種保証金の納付並びに還付請求及び受領に関する権限
- (6) その他契約履行に関する一切の権限

(構成員の業務分担及び分担額)

第8条 各構成員の委託業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担する委託業務契約の一部につき発注者と契約内容の変更増減等があっても、それに応じた分担の変更はないものとする。

○○○○○業務 ○○○○ 株式会社

○○○○○業務 ○○○○ 株式会社

2 分担額については前項に規定する役割に応じ、次条に定める運営委員会で別に定めるものとする。なお、代表者の分担額は最大額とする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、委託業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、委託業務の契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、○○銀行○○支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分配する業務の履行のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分配)

第13条 履行中に発生した共通の経費等については、運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担する業務に関し、発注者又は第三者に与えた損害は、当該

(様式9)

構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(履行途中における構成員の脱退等)

第16条 構成員は、当企業体が委託業務を完了する日までは脱退することができない。

(履行途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが履行途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が当該構成員の委託業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(代表者の変更等)

第18条 代表者が破産又は解散した場合、次のとおり取り扱う。

代表者が履行途中において破産又は解散し、代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、当企業体を解散するものとする。

(構成員の加入)

第19条 第17条第1項の規定による構成員の破産又は解散（以下「破産等」という。）により残存構成員のみでは適正な契約の履行の確保が困難な時は、残存構成員全員からの新規加入承認申請書（様式10）に基づき発注者が承認した場合のみ、新たな構成員を当企業体に加入させることができる。

2 前項の場合において新たに加入した構成員の役割分担又は分担額は破産等構成員の役割分担及び分担額とする。

(解散後のかし担保責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、当該委託業務契約につき、かしがあったときは、構成員は共同連帯してその責任に任ずるものとする。

(様式9)

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇〇株式会社 外1社は、上記のとおり共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書3通を作成のうえ、各通に構成員が記名捺印し、2通は各自所持し、1通は大阪市へ提出するものとする。

令和〇年〇〇月〇〇日

主たる営業所
(又は支店等)
の所在地
商号又は名称
代 表 者
(又は受任者)
役職・氏名

印

主たる営業所
(又は支店等)
の所在地
商号又は名称
代 表 者
(又は受任者)
役職・氏名

印